

悪臭防止法に基づく

平成25年4月1日から

臭気指数制度の導入について



犬山市では、悪臭防止法に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について、アンモニアや硫化水素など22物質の濃度を分析して規制する方法（特定悪臭物質濃度規制）により規制を行ってきました。

しかし、この規制では、混ざり合ったにおいや規制対象外の悪臭物質によるにおいについて、対応ができないため、近年ではすべてのにおいを総合的に評価する「臭気指数規制」が全国的に普及してきています。

犬山市では、これまで特定悪臭物質濃度規制を用いてきましたが、平成25年4月1日より臭気指数規制に変更しています。

（平成24年11月30日、犬山市告示第106号）

犬山市

臭気指数とは？

人間の嗅覚を用いて悪臭を数値化したもので、具体的には、採取した空気（試料）を臭気が感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に 10 を乗じた値です。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{希釈倍率})$$

例えば・・・

においを含んだ空気を 100 倍に希釈したときににおいが感じられなくなった場合
臭気指数 = $10 \times \text{Log}(100) = 20$ となります。

においがある物質は 40 万種類以上あると言われています。また、におい物質が交じり合っていると相加・相乗効果などが起こり、機器測定では実際に感じているとおりには、においを測ることはできません。

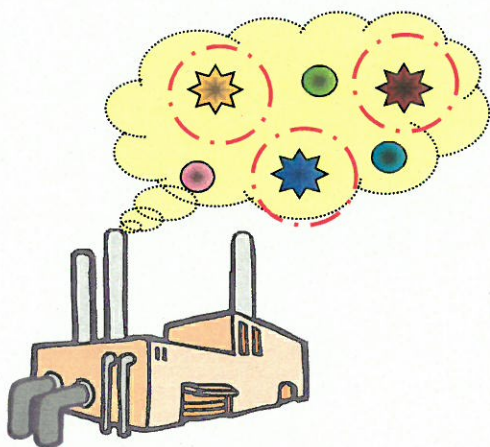
そこで、すべてのにおいを総合的に評価する『臭気指数規制』が平成 7 年に悪臭防止法に導入されました。

臭気指数は、人の嗅覚を用いて測定するため、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい特徴があります。

これまでの規制との違いは？

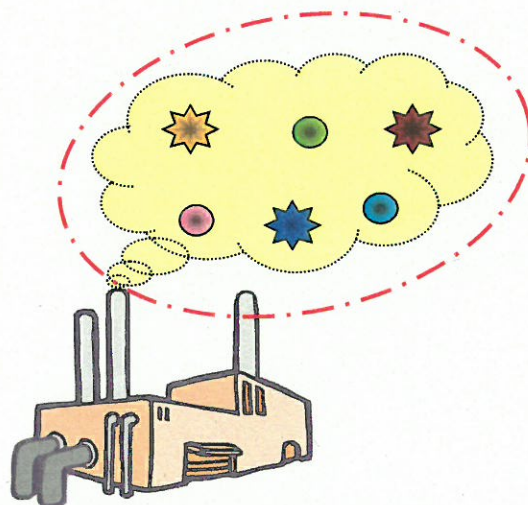
これまでは、22 の特定悪臭物質の濃度で規制していましたが、においがある物質すべてが規制の対象となります。

特定悪臭物質濃度規制



特定悪臭物質のみの規制

臭気指数規制



すべてのにおいで規制

規制範囲

悪臭防止法

悪臭防止法は、事業活動に伴って悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行うとともに、悪臭防止対策を推進させることにより、住民の生活環境を保全することを目的として昭和46年に制定された法律です。

規制対象

すべての工場、事業場から発生する悪臭が規制対象となります。

「悪臭」とは、人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」すべてをいいます。

規制地域

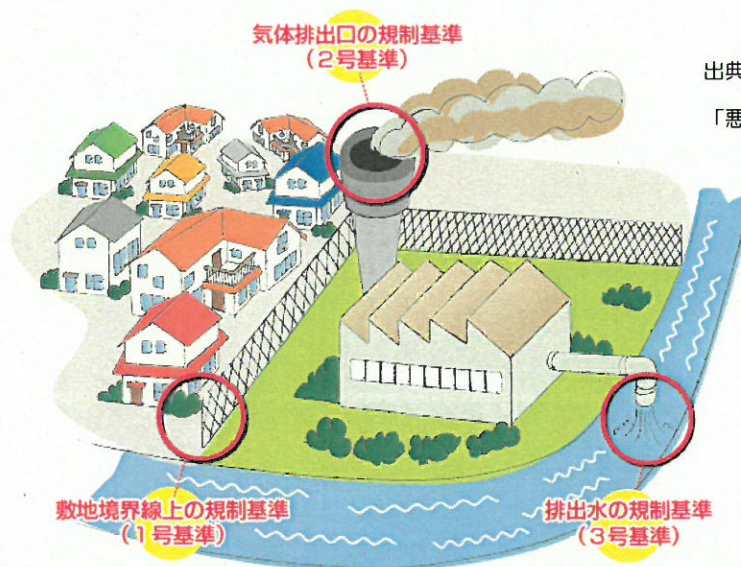
犬山市は、市域全域が **第1種地域** となります。

規制基準

(単位：臭気指数)

	第1種地域	第2種地域	第3種地域
敷地境界上の規制基準 (1号基準)	12	15	18
気体排出口の規制基準 (2号基準)	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出		
排出水の規制基準 (3号基準)	28	31	34

※2号基準についての詳細は、環境省「よくわかる臭気指数規制2号基準」をご覧ください。



規制基準の遵守

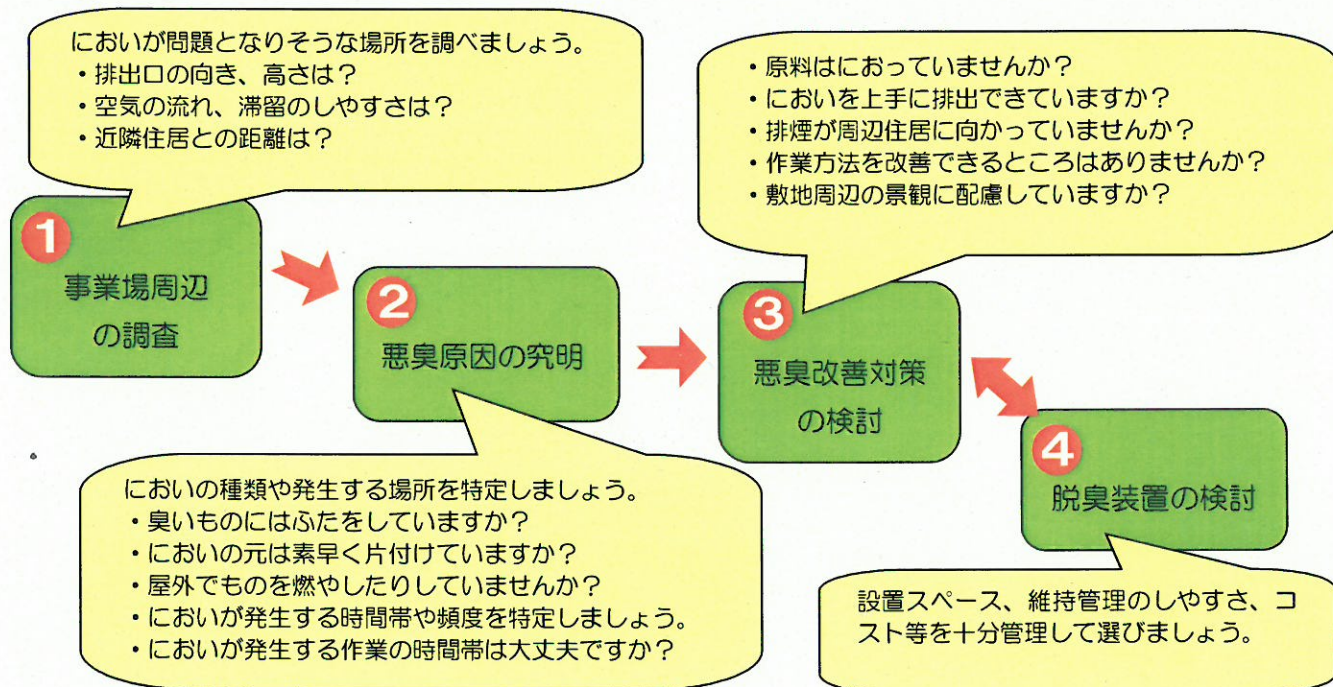
工場や事業場から発生する悪臭により、周辺の生活環境が損なわれていると認められる場合は、立入検査や悪臭の測定を行います。また、周辺の生活環境が損なわれていると認められる場合で、悪臭が規制基準に適合しない場合は、改善勧告・改善命令が出されることとなります。（改善命令に違反した場合には、罰則が科せられます。）

悪臭事故が発生したら・・・

工場や事業場において、規制基準を超える（あるいは超える恐れのある）悪臭事故が発生した場合は、すぐに応急措置及び速やかな復旧を講じるとともに、市長へ通報する義務があります。（ただし、大気汚染防止法に基づく通報をした場合は通報の必要はありません。）状況により応急措置命令が発動されることがあります。

悪臭問題を起さないために

苦情が起きてから対策をするのでは、金銭的にも労力的にも負担が大きいばかりか、事業場のイメージも損ないかねません。苦情が出ていないから安心ということではありません。そのようなことにならないよう、日ごろから悪臭を未然に防ぐ取り組みを行っていきましょう。



○参考

環境省パンフレット「悪臭防止法の手引き」
愛知県パンフレット「悪臭規制のあらまし」

問い合わせ先：犬山市 経済環境部 環境課

TEL 0568-44-0345（直通）

E-mail 020300@city.inuyama.lg.jp